証券コード　5614
2020年　6　月　10　日

株　　主　　各　　位

埼玉県川口市川口二丁目２番７号
株式会社川金ホールディングス
代表取締役社長　　鈴　木　信　吉

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　埼玉県川口市川口三丁目１番１号
川口総合文化センター　ＬＩＬＩＡ　11階　大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、昨年と同じ会場となりますが、階が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます）

３．目的事項
報告事項
１．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

4．議決権行使のご案内

(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kawakinhd.co.jp/）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウィルス感染症への対応につきまして＞

新型コロナウィルス感染症への予防および拡大防止のため、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆さまへのアルコール消毒液の噴霧のお声掛けなどの措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当日ご出席を検討されている株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（http://www.kawakinhd.co.jp/）に掲載いたしますので、随時ご確認くださいますようお願い申し上げます。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、消費税増税や相次いだ自然災害によって個人消費が冷え込みました。設備投資や輸出などもふるわない中、第4四半期には世界的な新型コロナウィルス感染拡大の影響で景気が大きく落ち込みました。世界経済も米中貿易摩擦やイギリスのEU離脱など、不透明感がただよう中で、新型コロナウィルスの影響により経済活動が殆ど停止してしまいました。

このような環境の中で、当社グループでは「Tomorrow's Technology, Today.」の実現により、高品質で付加価値の高い製品の提供に努めてまいりました。売上高につきましては、受注、生産ともに計画を達成した結果、39,435百万円（前期比0.1%増）となりました。損益面では、働き手不足を補うため効率的な生産活動に努めてまいりましたが、工場稼働率が上下に振れた結果、営業利益は2,145百万円（前期比21.9%減）、経常利益は1,914百万円（前期比28.9%減）となりました。不適合品に係る対策費用として製品補償引当金を積み増した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は816百万円（前期比235.5%増）となりました。

セグメント別事業の状況につきましては、以下のとおりであります。

セグメント別売上高

セグメント区分	当連結会計年度 2020年３月期		前連結会計年度 2019年３月期	
	売上金額 （百万円）	構成比 （%）	売上金額 （百万円）	構成比 （%）
素形材事業	13,547	34.4	16,422	41.7
土木建築機材事業	19,054	48.3	15,940	40.5
産業機械事業	6,346	16.1	6,554	16.6
不動産賃貸事業	488	1.2	482	1.2
合計	39,435	100.0	39,399	100.0

（注）1.セグメント間の取引については相殺消去しております。
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

［素形材事業］

精密鋳造品、アルミダイカスト品は自動車部品関連等の需要が頭打ちとなりました。圧延異形鋼につきましては、中大型工作機械向けの品番の受注が落ち込みました。特殊鋳鉄品は精密品向けポンプ用が停滞し、大型鋳鋼品も船舶関係に動きがみられませんでした。これらの結果、当事業の売上高は13,547百万円（前期比17.5%減）となりました。

［土木建築機材事業］

土木関連事業につきましては、維持補修関係は伸びませんでしたが、新設橋梁向けが大型物件を中心に堅調に推移しました。年度内の出荷依頼も増加し、期末にかけて売上

が伸びました。建築関連事業につきましては、新規受注に一服感が見られました。これらの結果、当事業の売上高は19,054百万円（前期比19.5%増）となりました。

［産業機械事業］

ゴム用射出成形機につきましては、国内外向け共に自動車関連用高付加価値製品の受注が計画を達成しました。油圧機器につきましては、下半期から大型建機用シリンダーの受注が落ち込み、シールドマシーン用ジャッキも低調でした。これらの結果、当事業の売上高は6,346百万円（前期比3.2%減）となりました。

［不動産賃貸事業］

当事業の売上高は488百万円（前期比1.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました連結ベースの設備投資（ソフトウェア等の無形固定資産を含む）の総額は1,915百万円、その主なものは製造設備の購入等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の国内経済は、世界的な新型コロナウィルス感染拡大の影響により、先行きの不透明感が一層増すものと思われます。経済活動が制約される中、個人消費が低迷し、雇用環境も悪化しています。需要の大幅減少に加えて、国外からの部品調達も滞り、各産業の生産活動に支障をきたしています。世界中のヒトやモノの動きが停滞し、様々な経済指標が悪化しているうえ、米中貿易摩擦の行方や、英国のEU離脱等が世界経済に及ぼす影響が未知数となっています。輸出を中心として、世界経済の動向に大きく影響される我が国の景気動向は、全く予断を許さない状況となってしまいました。

当社グループは、このような情勢の中で、昨年に改定されたグループ理念であります「高品位なテクノロジーで最適なエンジニアリング・ソリューションを提供し、安全で高品質なモノづくり産業の発展と、安心で快適な社会づくりに貢献する」を実現するべく、企業活動に邁進してまいります。新型コロナウィルスの影響で、一時的に引き合いが減少しておりますが、ユーザーのニーズを吸い上げ、期待を超える製品を提供するようきめ細かい活動を継続いたします。特に、技術的なトレンドや市場環境の変化に即応できるよう柔軟な組織運営を展開し、グループ全体で営業力、技術力、製造力の強化に努めてまいります。同時に、高付加価値品の拡販と生産効率化による収益力向上、並びに、品質安定化による顧客満足度向上を両立させ、更なる成長を目指してまいります。

受注面では、上流での技術営業にも注力し、グループの総合力と製品のバラエティーを生かした当社にしかできないエンジニアリング・ソリューションの提供を目指してまいります。生産面では、高機能素材や一層複雑な形状への挑戦を続け、試験研究や生産設備導入なども積極的に進めてまいります。年々増える短納期要求に対応するために、ライン改造や各種効率化改善策を施してまいります。

素形材、産業機械といった民需向けの事業部門では、新型コロナウィルスの影響により各産業での動きが鈍くなっておりますが、需要が回復した際に対応可能な供給力を高めるために、各種設備や加工機械の増設を計画いたします。同時に、グループ内での共同営業を進め、同じ需要家に提供する製品の幅を広げてまいります。原価面では、更なるコスト削減を実施すべく、生産の平準化と効率化投資を増やしてまいります。

公共事業向けが中心となる土木建築機材部門では、今年度の予算執行時期が遅れることも予測されますが、取りこぼしのないよう質の高い受注活動を展開してまいります。設計期間の短縮を図り、工事元請会社への受注活動だけでなく、発注元である官公庁や設計事務所に対するセールスエンジニアリングも推進してまいります。一方、旺盛な需要が見込まれる維持補修関連につきましては、メンテナンス用の新製品の投入と体制整備により、全国的な営業展開を積極的に努めてまいります。

全体的には、昨年度策定した品質方針に則り、品質を最重視した企業活動を通して社会と市場から信頼され必要とされるグループになることを目指してまいります。その上で、いずれの事業セグメントにおきましても、安定した収益構造を確立してまいります。グループ内各社間、事業部門間のシナジー効果を最大化するために、共同研究開発を促進し、川金グループの技術力を結集した新製品の開発を目指します。また、注力分野への大胆な人的資源の投入や、体制の見直しなどによって、グループ経営の最適化を推進し、より強力で筋肉質な組織づくりを進めてまいります。これら施策の実行を通じて、グループ全体の企業価値の向上を図り、更なる発展を目指してまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

［建築物用免震・制振用オイルダンパーに関する不適切行為への対応について］

当社グループにおいて、2018年10月23日「当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為について」（同年11月9日及び12月26日の続報並びに12月27日及び28日の訂正を含みます。）に関する適時開示のとおり、試験データ書き換えという不適切行為が発覚いたしました。対象物件の所有者様、居住者様、施主様、建設会社様、設計事務所様をはじめとする関係者の皆様、及び、株主の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしていることに対しまして、改めて心よりお詫び申し上げます。

外部法律事務所による事実調査報告及び再発防止策の提言にもとづき、当社として具体的諸施策を立案し、2019年２月７日に「当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為に関する調査報告書受領及び原因究明・再発防止策について」と題してこれを適時開示いたしました。

当該再発防止策は、（ａ）オイルダンパーを製造していた当社グループ会社である光陽精機株式会社におけるオイルダンパー事業の抜本的改革、（ｂ）オイルダンパーを販売していた当社グループ会社である株式会社川金コアテックにおけるオイルダンパー製品の品質保証体制の強化、（ｃ）当社におけるグループ品質監査体制の強化といった諸施策から構成されておりますが、当社グループでは、会社のあるべき姿を理念等として明確化し、これに即して経営を行うことが出発点と考え、グループ経営理念、品質方針等、並びに、各社の事業特性に照らした経営理念、品質方針等の制改定を行うとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規定、企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を制定いたしました。また、不適切行為の未然防止並びに不適切行為に対する迅速な対処と再発防止策の徹底を推進するため、当社グループのコンプライアンス強化拡充を目的として「グループ・コンプライアンス委員会」を中心とする体制の運用強化を実施しております。

今後、当社グループ役職員は、このオイルダンパーに関する不適切行為類似の問題を二度と起こさないという強い覚悟をもって、上記再発防止策を真摯に実施し、すべての事業活動において厳格に法令や契約等のルールを遵守する姿勢を貫く所存であります。

(3) 直前３事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売　上　高（百万円）	31,981	39,124	39,399	39,435
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	755	926	243	816
１株当たり当期純利益　（円）	38.15	46.77	12.35	41.55
総　資　産（百万円）	37,773	38,744	38,092	38,842
純　資　産（百万円）	16,811	18,018	17,612	18,331

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
㈱川口金属工業	10	100.0	鋳造品の製造販売
㈱川金コアテック	45	100.0	土木建築機材の製造販売
Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.	242 (3百万USドル)	100.0（間接所有）	土木建築機材の製造販売
Kawakin USA,Inc.	588 (5百万USドル)	100.0	米国法人持株会社
Dynamic Isolation Systems, Inc.	0 (100USドル)	100.0（間接所有）	土木建築機材の製造販売
㈱松田製作所	40	74.6	射出成形機の製造販売
光陽精機㈱	40	70.0	油圧機器の製造販売
㈱川口金属加工	62	100.0	特殊鋼の圧延加工
㈱ノナガセ	30	100.0（間接所有）	土木建築機材の販売
㈱林ロストワックス工業	90	86.1	精密鋳造品の販売
大連［林］精密鋳造有限公司	1,338 (101百万元)	86.1（間接所有）	精密鋳造品の製造
㈱川金ビジネスマネジメント	90	100.0	不動産賃貸業
㈱川金金融	20	100.0	グループ金融
㈱川金テクノソリューション	90	100.0（間接所有）	耐震･制震装置の設計解析
特殊メタル㈱	10	100.0（間接所有）	鋳造品の製造
㈱川金ダイカスト工業	100	95.0	ダイカスト製品の製造販売

② 特定完全子会社に関する事項（2020年3月31日現在）

名称	住所	帳簿価額	当社の帳簿価額
㈱川金ビジネスマネジメント	埼玉県川口市川口２－２－７	2,972百万円	総資産 6,501百万円

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主要な事業は、素形材事業（鋼材・鋳造品・精密鋳造品・ダイカスト製品の製造販売）、土木建築機材事業（橋梁機材・建築材料の製造販売）、産業機械事業（射出成形機・油圧機器・省力化機械の製造販売）及び不動産賃貸事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

㈱川金ホールディングス	本社	埼玉県川口市川口２－２－７
㈱川金コアテック	本社	埼玉県川口市川口２－２－７
	大阪支店	大阪市北区芝田１-14-８　梅田北プレイス
	東京事務所	東京都中央区京橋１－１－１八重洲ダイビル
	茨城工場	茨城県結城市若宮８-43
	札幌工場	北海道北広島市大曲工業団地４－４－５
Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.	本社	ベトナム社会主義共和国フンイエン省
Kawakin USA,Inc.	本社	アメリカ合衆国カルフォルニア州
Dynamic Isolation Systems, Inc.	本社	アメリカ合衆国ネバダ州
㈱川口金属工業	本社	埼玉県川口市宮町18-19
	郡山事業所	福島県郡山市日和田町高倉字藤坦１-273
㈱川金ビジネスマネジメント	本社	埼玉県川口市川口２－２－７
㈱川金金融	本社	埼玉県川口市川口２－２－７
㈱松田製作所	本社工場	埼玉県久喜市清久町１－１
光陽精機㈱	本社・つくば工場	茨城県筑西市倉持422
	東京事務所	東京都千代田区岩本町3-10-4 寿ビルディング10階
㈱川口金属加工	本社	東京都中央区京橋１－１－１八重洲ダイビル
	兵庫工場	兵庫県加西市繁昌町278番地の3
㈱ノナガセ	本社	東京都中央区八丁堀４－８－２
㈱林ロストワックス工業	本社	新潟県柏崎市西山町黒部445
大連[林]精密鋳造有限公司	本社工場	中華人民共和国遼寧省大連市
㈱川金テクノソリューション	本社	埼玉県川口市宮町18-19
特殊メタル㈱	本社工場	福島県相馬市程田字潜石１番地
㈱川金ダイカスト工業	本社工場	福島県白河市白坂陣場15番地
	熊本工場	熊本県球磨郡多良木町多良木8772-51

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）
素形材事業	1,201 ［62］
土木建築機材事業	334 ［29］
産業機械事業	294 ［19］
不動産賃貸事業	1 ［-］
全社	22 ［3］
合計	1,852 ［113］

（注）従業員数は就業人員であり（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数
9［1］	49.03歳	4.55年

（注）従業員数は就業人員数であり、（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,776百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,494
株式会社三井住友銀行	1,410
株式会社埼玉りそな銀行	1,327
三井住友信託銀行株式会社	866

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　80,000,000株

② 発行済株式の総数　　20,000,000株（自己株式187,143株を含む）

③ 株主数　　2,346名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
川金ホールディングス取引先持株会	1,350千株	6.81%
㈱みずほ銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行㈱）	980	4.94
鈴木　信吉	957	4.83
㈱埼玉りそな銀行	924	4.66
㈱東京特殊メタル	756	3.81
鈴木パーライト㈱	548	2.76
オイレス工業㈱	542	2.73
高橋　新	528	2.66
鈴木　布二子	524	2.64
鈴木　健文	497	2.50

（注）持株比率は自己株式187,143株を控除して計算しております。なお、持株比率を算定する自己株式には株式交付信託が所有する当社株式154,600株を含んでおりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位及び担当	重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長	株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役会長 株式会社川口金属工業代表取締役社長 株式会社川金コアテック代表取締役社長	鈴木信吉
取締役 （経営管理部長）	株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役社長 株式会社川金金融代表取締役社長	青木　満
取締役		鈴木康三
取締役		上斗米　明
取締役		野長瀬裕二
常勤監査役		葛綿貞美
監査役		石原一裕
監査役		鈴木俊介

（注）1. 取締役上斗米明氏及び取締役野長瀬裕二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石原一裕氏及び監査役鈴木俊介氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、上斗米明氏及び野長瀬裕二氏、並びに石原一裕氏及び鈴木俊介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、社外取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏、並びに社外監査役である石原一裕氏及び鈴木俊介氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

取締役５名　38百万円　監査役４名　16百万円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び発言状況

取締役である上斗米明氏は全ての取締役会に出席し、また、取締役である野長瀬裕二氏並びに、監査役である石原一裕氏及び鈴木俊介氏はほぼ全ての取締役会に出席し、審議に必要な発言を適宜行っております。

・監査役会への出席状況及び発言状況

監査役である鈴木俊介氏は全ての監査役会に出席し、石原一裕氏はほぼ全ての監査役会に出席し、積極的な意見交換を行っております。

ハ．社外役員の報酬等の総額

社外取締役２名　報酬額　10百万円　左記のほか子会社からの報酬額　－ 百万円

社外監査役３名　報酬額　７百万円　左記のほか子会社からの報酬額　－ 百万円

ニ．記載内容に関する社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　東陽監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

（注）1. 会社法監査と金融商品取引法監査との区分が困難なため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、会計監査人を変更することが妥当であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程することといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

Ⅰ　業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

①　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類は適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施しております。必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧可能となっております。

また、情報セキュリティについては、「川金ＨＤグループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、企業機密その他情報（以下、「機密情報」という）等の管理に関する法令やその他の規範を遵守し、顧客や第三者から受領した機密情報を含め適切に管理・保護を行っております。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。また、「川金ＨＤグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

また、コンプライアンス違反行為の未然防止並びにコンプライアンス違反行為に対する迅速な対処と再発防止策の徹底を推進するため「グループ・コンプライアンス委員会」その他関係諸機関を設置しております。

さらに、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、「川金ＨＤグループ・リスクマネジメント基本方針」及び「危機管理ガイドライン」を制定し、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。緊急時に委員会を開催するほか、年１回以上リスク管理委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

また、海外贈収賄リスクについては、「川金ＨＤグループ海外贈収賄禁止基本方針」を制定し、外国公務員の贈収賄に対する防止体制強化を図るよう努めております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化のため、取締役会の決議基準の改定をしております。各部門長が出席する経営会議において、具体的な業務執行の打合せを行い、経営の効率化を図っております。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。「川金ＨＤグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めております。

また、社長に直属する部署として、経営監査部を設置し、法令、定款、社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。

取締役及び社員等に企業倫理違反等の疑義のある行為等を発見した場合、業務上の報告経路のほか、社内においては総務部に、また、社外においては弁護士を受付窓口とする内部通報窓口を整備しております。なお、当該報告・相談をしたことを理由として報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定し、「内部統制に係る方針」「子会社管理規程」等に基づき、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

ⅰ）当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者（以下ⅲ、ⅳにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取っております。

ⅱ）当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社と同様、損失の危険の管理に関する事項について（緊急時に委員会を開催するほか）、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

ⅲ）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

また、法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

ⅳ）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果すべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、法令やグループ理念等に適合するようコンプライアンス体制の整備に努めております。

⑦　当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項/ 当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項/ 当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりません。

今後、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人としております。また、その使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要としております。

⑧　次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならないものとしております。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様としております。

また、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告を行うものとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となります。

⑩　当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の負担を行うものとしております。

⑪　その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとしております。

監査役は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議に出席するとともに、重要事項については取締役及び使用人から報告を受けております。

また、調査を必要とする場合には、総務部、経営監査部に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

監査役会を年４回以上開催して重要事項について協議するほか、年４回以上、監査役会と会計監査人との会合を持ち、会計監査の過程で発見された事項等の情報共有を図っております。

監査役会は、独自に必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしております。

Ⅱ　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．(2)今後の見通しと対処すべき課題に、「建築物用免震・制振用オイルダンパーに関する不適切行為への対応について」と題して記載した当該事案に対する業務の適正を確保する体制の整備のほか、上記の方針に基づいた、内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、グループ会社管理体制及びコンプライアンス体制を強化するため、グループ全体の統制機能として「グループ・マネジメントポリシー」及びグループ全体の管理運用標準を示す「グループ・ガイドライン」を制定し、コンプライアンス意識の醸成と浸透を図りながら、コンプライアンスレベルの維持・向上に努めております。

①　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ）当社グループでは、お客様の情報をはじめ、経営情報や営業情報等すべての情報を重要な財産と捉え、「川金ＨＤグループ情報セキュリティ基本方針」及び「川金ＨＤグループ個人情報保護基本方針」並びに「情報セキュリティ管理規程」において、企業秘密やその他の情報の適正な取扱いと管理方法を定めております。

ⅱ）当社グループの役職員に対する情報セキュリティの意識の向上を図るため、情報セキュリティに関する説明会や勉強会を実施するとともに、グループ会社に対して情報セキュリティチェックシート（自己点検）を実施し、その結果を踏まえて、グループ全体に向けた情報セキュリティ管理規程細則を制定しております。

②　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）グループ理念を改正したほか、これを受けて、新たな行動基準を制定し、当社グループ役職員が有すべき考え方や行動の拠り所としております。また、グループ理念や行動基準への理解、周知徹底のための活動を行っております。

ⅱ）当社グループの役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会的規範などに対して適正に行動するための「川金ＨＤグループコンプライアンス基本方針」を制定し、周知徹底を行っております。

ⅲ）当社グループ内・社内で自浄機能を作用させ、法令違反や不正行為等の不祥事の発生を防止するため、内部通報制度の周知徹底を行っております。

また、内部通報制度の実効性の向上を目指し、社員にとって利用しやすく、信頼に足る制度とするために通報者保護の充実を図っております。

ⅳ）業務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正性を確保するために、内部監査部門を設置しており、当社及び当社グループ会社を対象とした内部監査を実施しております。会計監査人につきましては、当社設立当時からの会計監査人である東陽監査法人から、期末監査に限らず、決算中の会計処理等についても会計監査的な視点からアドバイスを適時受けております。

ⅴ）コンプライアンス体制強化のため、グループ・コンプライアンス委員会及び強化・推進に向けての具体的活動を行う部会を設置し、運用を行っております。

また、当社グループの役職員を対象に、定期的にコンプライアンス研修会を実施する等して意識を醸成するとともに、ハラスメント防止に向けて、代表取締役から「ハラスメントは許さない」との宣言をする等してハラスメント防止及び周知徹底を行っております。

vi）当社グループ役職員のコンプライアンスに対する意識を高める施策として「コンプライアンス推進月間」を設けております。当事業年度においては「内部通報制度の周知徹底」をテーマに、携帯用カードの刷新・標語の募集等の活動を行いました。

vii）業務執行の適正性の確認のため、当社グループ各社に対し、(a)重要会議体の運用状況、(b)人事・労務分野の規程その他の制度整備及び運用状況（働き方改革関連法への対応及びその前提としての職員の勤務状況チェックを含みます）、(c)人事・労務以外の分野の社内規程の整備及び運用状況、(d)契約書締結状況、契約内容等取引法務分野の現況チェック（訪問聴き取り調査）などの現状把握とこれに基づいた改善活動を実施いたしております。

viii）グループ全体の法務機能を整備・強化して、契約書や事業活動中で生じる法務問題の相談を実施するほか、顧問弁護士との連携も強化して、問題発生の予防や深刻化の防止に努めております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i）「川金ＨＤグループ・リスクマネジメント基本方針」のもと、「危機管理ガイドライン」を制定し、事業活動に潜在するリスクの低減及び危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備、維持しております。

ii）年１回以上、リスク管理委員会を開催し、グループ全体の横断的なリスク管理を行っており、前事業年度の活動内容の振返り、当事業年度の活動計画についての審議または報告を行うことで情報の共有を行っております。

iii）危機管理ガイドラインを制定することにより、危機の種類を定義するほか、グループ会社において重大な危機が発生した場合の即応体制としてグループ会社から当社への危機情報の報告体制を整備しております。

また、災害時の対応としてグループ会社に危機対策窓口を設置するとともに、万一の事態に備え、事業活動の支障を限りなく極小化するよう適切な管理体制を整備し、継続的に改善しております。

緊急時対応の一環として安否確認システムを導入し、有事の際のサポート体制を整備しております。

iv）内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役に定期的に報告しております。

v）近年の国内外における贈収賄規制の強化に対応するため、贈収賄防止対策の一環として「川金ＨＤグループ海外贈収賄禁止基本方針」を制定し、その方針を現地語に翻訳する等して、海外子会社に周知徹底を行っております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i）当社の重要な業務執行の決定事項を審議するための取締役会決議基準を明文化するとともに、グループ会社の重要な決定事項についても当社取締役会に上程するための基準を策定しております。

ⅱ）取締役会及び経営会議を当事業年度に適宜開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行状況について報告を受けております。

ⅲ）日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

また、業務の効率的な運営を図るために、適宜決裁基準等の規程の見直しを行い、責任体制を確立しております。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ）関係会社管理規程に基づき、グループ会社が行う重要な業務執行について、当社の取締役会にて審議・報告を実施しております。

ⅱ）当社がコンプライアンス体制拡充を図るために設置、運用を開始したグループ・コンプライアンス委員会及び実務を担当する部会では、社会的要請事項やグループ内の課題の中から事業年度ごとにグループ共通のコンプライアンス重点項目を設定して、グループ全体でその重要項目の推進に取り組むことで、一貫した体制の拡充と平準化を図っております。

ⅲ）当社の経営監査部は、グループ会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、買収防衛策を下記のとおり導入・継続しております。

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては当社の株主共同の利益（以下、単に「企業価値・株主共同の利益」という。）を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきものと考えております。上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ．２．に定義。以下同じとする。）またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年の我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者（下記Ⅲ．２．に定義。以下同じとする。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の向上、拡大に資さないものも想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支

配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1．企業価値向上への取組み

2018年に創業70周年を迎えた当社グループは当事業年度、新たに「高品位なテクノロジーで最適なエンジニアリング・ソリューションを提供し、安全で高品質なモノづくり産業の発展と、安心で快適な社会づくりに貢献する」ことをグループ理念に定めました。当社はこのグループ理念のもと、免震支承や制震装置によって橋梁等の社会資本や学校、病院、庁舎、ビルやマンションに至る建築物、ひいては市民の安全を守ることをその使命としております。鋳造部品、産業機械パーツにおきましても、最終製品の機能を十二分に発揮させ、ユーザーが安心して使える製品提供を目指すものであります。

この理念を実現するために、次の５点をグループの基本方針としております。

（1）誠実で責任ある企業活動を行い、社会から信頼される企業グループを目指す。
（2）品質と安全性を最重視した経営を行う。
（3）最先端技術の研究と新製品開発に挑戦し続ける。
（4）川金グループの総合力を最大限に発揮する。
（5）働き甲斐のある、活力に満ちた企業を築きあげる。

この基本方針に則り、当社グループは、世界単位で激変する環境の中にあっても、安定的な収益を確保できうる経営基盤の強化を図るとともに、更なる発展を目指しております。また、過大な設備、人的資源の見直しを目的としたグループ全体を見渡した体制再構築を積極的に推進し、原材料の高騰等の外部要因による影響を内部吸収できるような強靭なグループ体制にしております。持株会社制への移行は、このような体制再構築の一環として、グループ全体の最適化の観点にたった経営資源の再配分やリスク管理、事業基盤の維持強化を進めることを目的としたものであります。

現在、当社グループは、当社、連結子会社16社により構成され、素形材、土木建築用構造機材、及び産業機械の３分野を主な事業領域としております。いずれも「高品位部材メーカー」をキーワードに高い技術力と確かな製品力によって、需要家のニーズを満足させることを経営方針としております。

素形材につきましては、永年培ってきた技術力と現場力によって、産業機械用部品や自動車部品等を中心に、新しい材質や形状の鋳造、加工にチャレンジしております。特に安価な外国製品に対抗できる価格競争力を備えつつ、品質・納期面での優位性を出すことによって、差別化を図っております。

土木建築用構造機材につきましては、橋梁用免震支承のトップシェアを維持しており、市場のリーダーとして高機能化や低価格化といった課題に取り組んでおります。

産業機械につきましては、高機能が要求されるマーケットにあって、トップメーカーの地位を確保すべく、国内向け、海外向けともにさまざまなニーズに応えられるような技術提案力の向上と生産能力の増強に努めております。

このような状況の中で、2015年度に当社グループは３か年中期経営計画をスタートさせております。当中期計画においては、以下の将来像を掲げて業務に取り組んでおり、2018年度

からの新たな中期計画においても継続しております。

(1) 時代変化に柔軟な企業集団

(2) 顧客志向のエンジニアリングソリューション集団

(3) 強固な企業統治体制

上記のとおり、当社グループにおける企業価値の源泉は、各事業分野において永年にわたり蓄積してきた「技術力」と「現場力」にあります。それらによって構築された顧客との長期的信頼関係、変化する顧客ニーズを満たす新製品開発能力、市場への提案力、品質・納期を満たす製品供給力等が当社グループの持続的な企業価値・株主共同の利益の向上、拡大への取組みの根幹となっております。そして当然ながらにして、これらのような技術的見地をベースに、さまざまなノウハウを有機的かつ継続的に融合させていくことのできる人材が、この取組みに必要不可欠であります。当社グループは、当社グループが関わる製品や技術情報、市場等についての豊富な経験と知識、すなわち「技術力」と「現場力」に対する適切な理解なくしては、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるための施策の策定、実行は困難であると考えております。

2．コーポレートガバナンス（企業統治）への取組み

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために、取締役全員の任期を１年としております。また、監査役会は、社外監査役２名を含む３名で構成され、監査役は、取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し、積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

内部監査については、業務執行機関と独立した部門として、経営監査部を設置しております。内部統制システムの構築とグループ内浸透を推し進めております。

また、株主の皆様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、安全・環境・品質の確保、社会貢献活動、法令遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実に努めております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．本プラン継続の必要性

当社としては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり当社株式の大量買付行為への対応策を継続することとしております。

２．本プランの概要

当社は、2009年６月26日開催の定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策を導入し、2012年６月28日開催の定時株主総会において、同対策を継続、更に、2015年６月29日開催の定時株主総会において、同対策を継続、更に、2018年６月28日開催の定時株主総会においても本プランとして継続することを決定いたしました。

本プランは、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、(i)当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計、もしくは、(ⅱ)当社の株券等の公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下、あわせて「大量買付行為」という。）を適用対象としています。本プランは、当社取締役会及び独立委員会が、大量買付行為を行いまたは行おうとする者（以下「大量買付者」という。）から、買収の是非に関する株主の皆様の適切なご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な情報の提供を要請し、提供された必要情報を評価・検討するための手続きを定めています。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、(i)大量買付者が本プランに定める手続きに従わず、または(ⅱ)大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであると当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重して、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断します。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

当社取締役会は、対抗措置として大量買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに取得することができる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

Ⅳ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記Ⅱ記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであって、まさに基本方針の実現に資するものです。したがって、当該取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

また、上記Ⅲ記載の取組みである本プランは、当社株券等の大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為の提案に応じるか否かを株主の皆様に決定していただくために必要な情報と期間を確保し、あるいは当社取締役会が大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行うために必要な時間を確保すること等を可能

とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることに資するものであり、基本方針に沿うものであると考えております。

更に、本プランは、(i)経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致していること、(ⅱ)株主意思を重視するものであること、(ⅲ)独立性の高い社外者からなる独立委員会の判断が最大限尊重されることとされており、かつその判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされていること、(ⅳ)あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、(v)取締役会及び独立委員会が、当社から独立した第三者の意見を取得できるものとされていること、(ⅵ)有効期間満了前であっても株主総会または取締役会によりいつでも廃止することができるものとされていること、(ⅶ)取締役の期差任期制が採用されていないこと等の理由から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保を確保することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項につき、取締役会の決議をもって定めることができる旨を定款に定めております。

2020年３月期の配当につきましては、この方針及び2020年３月期の業績を踏まえ、2020年５月14日公表のとおり、1株当たり3.75円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,643,578**	**流動負債**	**15,494,179**
現金及び預金	6,812,850	支払手形及び買掛金	5,878,163
受取手形及び売掛金	7,585,248	短期借入金	3,176,200
電子記録債権	2,589,607	1年以内返済予定の長期借入金	3,034,864
たな卸資産	5,869,259	リース債務	322,827
その他	831,924	未払法人税等	204,467
貸倒引当金	△45,311	製品保証引当金	7,845
		賞与引当金	391,745
		製品補償引当金	1,177,936
		その他	1,300,128
固定資産	**15,199,347**	**固定負債**	**5,017,054**
有形固定資産	**11,595,070**	長期借入金	2,846,868
建物及び構築物	3,338,850	リース債務	838,202
機械装置及び運搬具	3,044,841	繰延税金負債	96,857
工具、器具及び備品	424,040	役員退職慰労引当金	240,882
土地	4,202,488	役員株式給付引当金	16,060
建設仮勘定	584,849	退職給付に係る負債	260,528
無形固定資産	**272,054**	その他	717,654
その他	272,054	**負債合計**	**20,511,234**
投資その他の資産	**3,332,222**	**純資産の部**	
投資有価証券	2,418,806	**株主資本**	**14,494,733**
退職給付に係る資産	38,657	**資本金**	**500,000**
繰延税金資産	380,396	**資本剰余金**	**689,600**
その他	514,166	**利益剰余金**	**13,424,381**
貸倒引当金	△19,803	**自己株式**	**△119,247**
		その他の包括利益累計額	**1,869,649**
		その他有価証券評価差額金	**802,463**
		為替換算調整勘定	**1,067,186**
		非支配株主持分	**1,967,307**
		純資産合計	**18,331,690**
資産合計	**38,842,925**	**負債純資産合計**	**38,842,925**

連結損益計算書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**39,435,762**
売上原価		**31,749,791**
売上総利益		**7,685,971**
販売費及び一般管理費		**5,540,544**
営業利益		**2,145,427**
営業外収益		
受取利息	5,459	
受取配当金	67,814	
受取賃貸料	18,220	
受取保険金	39,404	
その他	39,665	170,564
営業外費用		
支払利息	120,866	
為替差損	243,641	
その他	36,800	401,308
経常利益		**1,914,682**
特別利益		
固定資産売却益	31,120	
その他	2,140	33,261
特別損失		
固定資産処分損	15,812	
減損損失	98,440	
製品補償引当金繰入額	278,185	
その他	3,940	396,378
税金等調整前当期純利益		**1,551,565**
法人税、住民税及び事業税	589,391	
法人税等調整額	120,018	709,409
当期純利益		**842,156**
非支配株主に帰属する当期純利益		25,421
親会社株主に帰属する当期純利益		**816,734**

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	689,600	12,756,243	△119,224	13,826,619
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△148,596	－	△148,596
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	816,734	－	816,734
自己株式の取得	－	－	－	△22	△22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	668,137	△22	668,114
当期末残高	500,000	689,600	13,424,381	△119,247	14,494,733

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	986,187	867,002	1,853,190	1,932,272	17,612,081
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△148,596
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	816,734
自己株式の取得	－	－	－	－	△22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△183,724	200,184	16,459	35,034	51,494
当期変動額合計	△183,724	200,184	16,459	35,034	719,609
当期末残高	802,463	1,067,186	1,869,649	1,967,307	18,331,690

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　16社

・主要な連結子会社の名称

㈱川口金属工業　㈱川金コアテック　㈱川口金属加工　㈱川金テクノソリューション
㈱川金ビジネスマネジメント　㈱松田製作所　光陽精機㈱　㈱ノナガセ
㈱林ロストワックス工業　大連［林］精密鋳造有限公司　㈱川金金融　特殊メタル㈱
Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.　Kawakin USA,Inc.
Dynamic Isolation Systems,Inc.　㈱川金ダイカスト工業

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　㈱ＫＭＩ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　㈱ＫＭＩ

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連［林］精密鋳造有限公司、Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.、Kawakin USA,Inc.及びDynamic Isolation Systems,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料、貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　10年～50年

機械装置及び運搬具　　５年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証の取決めがある所有権移転外ファイナンス・リース取引については、当該取引の残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品のアフターサービスによる支出に備えるため、過去の実績率により計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

製品補償引当金

不適合品の対策費用等の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき当社及び子会社の取締役（執行役員を含む）への株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産、負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、５年間で均等償却しております。

⑦ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「債権売却損」を表示しておりましたが、金額的重要性がないため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「債権売却損」は24,636千円であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

仕入先に対し預金30,000千円・投資有価証券97,025千円を仕入債務510,698千円の担保として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　22,753,869千円

なお、上記金額には減損損失累計額を含んでおります。

(3) 受取手形割引高　728,800千円

受取手形裏書譲渡高　356,397千円

電子記録債権割引高　748,371千円

(4) 偶発債務

不適合品に係る対策費用について

2018年10月16日に免震・制振用オイルダンパーの不適切行為があったとの他社からの発表をうけ、免震・制振用オイルダンパーを製造販売している当社子会社 光陽精機株式会社において、同種事案の有無につき社内調査を開始いたしましたところ、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、顧客の基準値を外れた製品（以下、「不適合品」といいます。）を出荷していた事実が判明いたしました。

本件につきましては即座に国土交通省に報告を行うとともに、2018年10月23日に公表いたしました。当社の基本方針としては、顧客の意向を踏まえ、誠意をもって迅速に対応を行うこととしております。所有者様のご不安・ご心配を払拭するために迅速・誠実に対応することを当社経営の最優先事項とし、具体的な対応方針等については、国土交通省及び関係行政機関のご指導の下、建設会社様、設計事務所様にご報告・ご協議させていただいたうえで、構造物の安全性の検証を行い、所有者様、建設会社様及び設計事務所様をはじめとする関係者の皆様に丁寧にご説明し、対応してまいりますとともに、ご意向を踏まえて交換等の適切な処置を行う所

存でございます。
当該事象により、金額を合理的に見積もることができる不適合品の対策費用等については、製品補償引当金を計上しております。
なお、翌連結会計年度以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、当社グループの連結業績に影響が生じる可能性があります。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,000千株	－千株	－千株	20,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	341千株	0千株	－千株	341千株

(注) 1．上記自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式154千株を含めております。
2．普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年６月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　74,298千円
・１株当たり配当金額　３円75銭
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日
（注）上記の配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金579千円が含まれております。

2019年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　74,298千円
・１株当たり配当金額　３円75銭
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月９日
（注）上記の配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金579千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2020年６月26日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　74,298千円
・１株当たり配当金額　３円75銭
・配当の原資　利益剰余金
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日
（注）上記の配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金579千円が含まれております。

５. 金融商品に関する注記

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用リスクの高い顧客に対しては外部信用調査会社の信用調査を利用し、信用状況を適時に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務及び短期借入金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として５年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	6,812,850	6,812,850	－
(2) 受取手形及び売掛金	7,585,248	7,585,248	－
(3) 電子記録債権	2,589,607	2,589,607	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,230,451	2,230,451	－
負債(※)			
(1) 支払手形及び買掛金	(5,878,163)	(5,878,163)	－
(2) 短期借入金	(3,176,200)	(3,176,200)	－
(3) 長期借入金 （１年以内返済予定を含む）	(5,881,732)	(5,863,192)	18,539

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

長期借入金（１年以内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品　非上場株式　188,354千円

※市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なため、投資有価証券には含まれておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用不動産(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
1,769,470	6,424,072

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　832円44銭

(2) １株当たり当期純利益　41円55銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切捨てして表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**991,852**	**流動負債**	**391,905**
現金及び預金	39,492	未払金	51,482
		未払法人税等	45,398
前払費用	8,407	未払費用	11,384
未収入金	370,331	賞与引当金	2,260
		製品補償引当金	275,753
関係会社預け金	565,998	その他	5,626
その他	7,623	**固定負債**	**23,702**
		長期未払金	6,604
固定資産	**5,509,465**	役員株式給付引当金	16,060
有形固定資産	**48**	その他	1,036
		負債合計	**415,607**
車両運搬具	0	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	48	**株主資本**	
		資本金	**500,000**
無形固定資産	**1,632**	**資本剰余金**	**3,804,224**
その他	1,632	資本準備金	125,000
		その他資本剰余金	3,679,224
投資その他の資産	**5,507,784**	**利益剰余金**	**1,900,733**
関係会社株式	5,416,933	その他利益剰余金	1,900,733
繰延税金資産	71,797	繰越利益剰余金	1,900,733
		自己株式	**△119,247**
その他	19,053	**純資産合計**	**6,085,709**
資産合計	**6,501,317**	**負債純資産合計**	**6,501,317**

損　益　計　算　書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		
受　取　配　当　金	586,500	
経　営　管　理　料	195,000	781,500
売　上　総　利　益		**781,500**
販売費及び一般管理費		**307,537**
営　業　利　益		**473,962**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	56	
受　取　保　険　金	10,000	
そ　の　他	14	10,070
営　業　外　費　用		
そ　の　他	757	757
経　常　利　益		**483,275**
特　別　損　失		
製品補償引当金繰入額	61,430	61,430
税引前当期純利益		**421,845**
法人税、住民税及び事業税	△59,829	
法　人　税　等　調　整　額	24,408	△35,420
当　期　純　利　益		**457,265**

株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	1,592,064	1,592,064	△119,224	5,777,063
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△148,596	△148,596	－	△148,596
当期純利益	－	－	－	－	457,265	457,265	－	457,265
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△22	△22
当期変動額合計	－	－	－	－	308,669	308,669	△22	308,646
当期末残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	1,900,733	1,900,733	△119,247	6,085,709

	純資産合計
当期首残高	5,777,063
当期変動額	
剰余金の配当	△148,596
当期純利益	457,265
自己株式の取得	△22
当期変動額合計	308,646
当期末残高	6,085,709

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法を採用しております。

無形固定資産　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品補償引当金

不適合品の対策費用等の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき当社及び子会社の取締役（執行役員を含む）への株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,042千円

(2) 保証債務（子会社の借入金・割引手形に対する債務保証）

㈱川金金融	借入金・割引手形	10,134,312千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	933,301千円
長期金銭債権	15,877千円
短期金銭債務	38,995千円

(4) 偶発債務

不適合品に係る対策費用について

2018年10月16日に免震・制振用オイルダンパーの不適切行為があったとの他社からの発表をうけ、免震・制振用オイルダンパーを製造販売している当社子会社 光陽精機株式会社において、同種事案の有無につき社内調査を開始いたしましたところ、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、顧客の基準値を外れた製品（以下、「不適合品」といいます。）を出荷していた事実が判明いたしました。

本件につきましては即座に国土交通省に報告を行うとともに、2018年10月23日に公表いたしました。当社の基本方針としては、顧客の意向を踏まえ、誠意をもって迅速に対応を行うこととしております。所有者様のご不安・ご心配を払拭するために迅速・誠実に対応することを当社経営の最優先事項とし、具体的な対応方針等については、国土交通省及び関係行政機関のご指導の下、建設会社様、設計事務所様にご報告・ご協議させていただいたうえで、構造物の安全性の検証を行い、所有者様、建設会社様及び設計事務所様をはじめとする関係者の皆様に丁寧にご説明し、対応してまいりますとともに、ご意向を踏まえて交換等の適切な処置を行う所存でございます。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる不適合品の対策費用等については、製品補償引当金を計上しております。

なお、翌事業年度以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、当社の業績に影響が生じる可能性があります。

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	781,500千円
販売費及び一般管理費	38,533千円
営業取引以外の取引による取引高	55千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	341千株	0千株	－千株	341千株

(注) 1．上記自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式154千株を含めております。

2．普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、製品補償引当金、関係会社株式評価損、繰越欠損金、長期未収入金等であります。なお、評価性引当額は258,439千円であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
㈱川金金融	貸金業	100.0	経営管理 役員の兼任	資金預入 受取利息	— 55	関係会社預け金	565,998
				債務保証	10,134,312	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付金利については市場金利を勘案し決定しております。

2 グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（金融子会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引高は記載しておりません。

3 債務保証は、㈱川金金融の借入金・割引手形に対する保証であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　309円58銭

(2) １株当たり当期純利益　23円26銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社川金ホールディングス

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　敦　夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　貴　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社川金ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川金ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表３.連結貸借対照表に関する注記(４)偶発債務に記載されているとおり、グループ会社で判明した不適切行為について、当該事象により、金額を合理的に見積ることができる不適合品の対策費用等については、製品補償引当金を計上している。
今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難なため、連結計算書類には反映していない。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社川金ホールディングス

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　敦　夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　貴　司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社川金ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
個別注記表２.貸借対照表に関する注記(４) 偶発債務に記載されているとおり、グループ会社で判明した不適切行為について、当該事象により、金額を合理的に見積ることができる不適合品の対策費用等については、製品補償引当金を計上している。
今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難なため、計算書類には反映していない。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載のある、前事業年度に判明した当社子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程における不適切行為の再発防止に関する諸施策は、順次実施され、改善に向けた対応がなされていることを確認しております。監査役会では、当該諸施策の進捗状況を継続的に監査してまいります。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社川金ホールディングス　監査役会

常勤監査役　葛　綿　貞　美　㊞

社外監査役　石　原　一　裕　㊞

社外監査役　鈴　木　俊　介　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき普通配当金３円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は74,298,213円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

現在取締役５名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	［社内］［再任］ すずき　しんきち 鈴木　信吉 （1967年２月23日生）	2007年３月　川口金属工業株式会社（現株式会社川金ビジネスマネジメント）代表取締役社長に就任 2008年10月　株式会社川金ホールディングス代表取締役社長に就任（現任） 2011年６月　株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役会長に就任（現任）	957,535株
	【取締役候補者とした理由】当社グループの最高責任者として、リーダーシップを発揮され、当社グループの発展に貢献されてきました。このような豊富な経験と実績、培われた見識などは引き続き当社の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	［社内］［再任］ あおき　みつる 青木　満 （1948年11月21日生）	1987年１月　川口金属工業株式会社（現株式会社川金ビジネスマネジメント）入社 2007年４月　同社財務部長に就任（現任） 2008年９月　株式会社川金金融代表取締役社長に就任（現任） 2008年10月　株式会社川金ホールディングス取締役経営管理部長に就任（現任） 2011年６月　株式会社川金ビジネスマネジメント代表取締役社長に就任（現任）	9,000株
	【取締役候補者とした理由】当社グループにおいて長年にわたり財務経理に関する業務に従事し、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに、経営管理部長として当社の経営・事業運営に従事するなど当社事業に精通していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	[社内][再任] すずき　こうぞう 鈴木　康三 （1969年５月２日生）	1999年４月　株式会社松田製作所入社 1999年６月　同社取締役に就任 2004年４月　同社常務取締役に就任 2010年６月　同社代表取締役社長に就任 2011年６月　株式会社川金ホールディングス取締役に就任（現任）	385,373株
	【取締役候補者とした理由】当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般及び生産・技術・研究業務における豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	[社外][再任][独立] かみと　まいあきら 上斗米　明 （1959年12月19日生）	1983年４月　大蔵省入省 1995年７月　大蔵省主計局主査 1997年７月　世界銀行出向 2009年７月　国税庁長官官房総務課長 2010年２月　株式会社パソナグループ執行役員に就任 2010年６月　株式会社ベネフィット・ワン社外取締役に就任 2010年８月　株式会社パソナグループ常務執行役員に就任 2013年８月　同社取締役常務執行役員に就任 2015年６月　株式会社川金ホールディングス社外取締役に就任（現任） 2017年８月　株式会社パソナグループ専務執行役員 コーポレートガバナンス本部長 兼 情報セキュリティ本部長に就任 2018年４月　同社専務執行役員 コーポレートガバナンス本部長 兼 情報セキュリティ本部長 兼 パソナ総合研究所 事務局長に就任 2019年６月　同社専務執行役員 コーポレートガバナンス本部長 兼 パソナ総合研究所 事務局長に就任（現任）	3,100株
	【社外取締役候補者とした理由】財務省や国際機関に加え、民間ビジネスにおける豊富な経験と見識を活かし、外部的視点の観点から取締役の業務執行に対する監督機能を期待するとともに、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	[社外][再任][独立] 野長瀬裕二（のながせゆうじ） （1961年６月24日生）	2003年４月　国立大学法人埼玉大学地域共同研究センター助教授に就任 2005年９月　国立大学法人山形大学大学院 理工学研究科教授に就任 2009年３月　株式会社ナカニシ社外監査役に就任 2014年３月　同社社外取締役に就任(現任) 2015年６月　株式会社川金ホールディングス社外取締役に就任（現任） 2016年４月　摂南大学経済学部教授に就任（現任） 2018年６月　一般社団法人首都圏産業活性化協会会長に就任（現任）	5,000株
	【社外取締役候補者とした理由】ベンチャー企業経営、経営システム工学の専門知識を活かし、経営の重要事項の決定プロセスのチェックの過程において、客観的な問題指摘、経営戦略策定におけるアドバイス等をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．上斗米明氏及び野長瀬裕二氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として上斗米明氏及び野長瀬裕二氏を指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

４．上斗米明氏及び野長瀬裕二氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

５．当社は、社外取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県川口市川口三丁目１番１号
川口総合文化センター　ＬＩＬＩＡ　11階　大会議室
TEL 048－258－2000



交通：ＪＲ川口駅西口より徒歩１分